

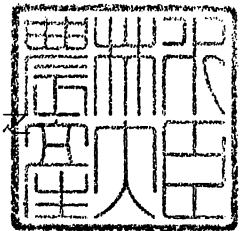
15 消安第 1837 号

平成 15 年 9 月 17 日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 亀井 善之



有機飼料の日本農林規格の制定について（諮問）

下記の日本農林規格を制定する必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

有機飼料の日本農林規格

有機農産物飼料の日本農林規格（案）

（目的）

第1条 この規格は、有機農産物飼料の生産方法についての基準等を定めることを目的とする。

（有機農産物飼料の生産の原則）

第2条 有機農産物飼料の生産の原則は、次のとおりとする。

- （1）農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。
- （2）採取場（自生している植物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取されること。

（定義）

第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
飼料	家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。
有機農産物飼料	次条の基準を満たす方法により生産された飼料をいう。

（生産の方法についての基準）

第4条 有機農産物飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ場等（ほ場及び採取場をいう。以下同じ。）の条件	1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分されていること。また、水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。 2 次のいずれかによること。 （1）多年生作物（牧草を除く。）を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、牧草を生産する場合にあっては牧草の最初の収穫の前に2年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種前に2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに飼料の生産を開始した場合にあっては播種前1年以上）の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種し又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき飼料の栽培が行われているほ場であること。 （2）転換期間中のほ場（（1）に規定するほ場への転換を開始したほ場であって、（1）に規定する要件を満たさないものをいう。）については収穫前1年以上

	の間、以下に掲げるほ場等における肥培管理の基準、ほ場に播種又は植付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準に基づき飼料の栽培が行われているほ場であること。 3 採取場は、周辺から使用禁止資材が飛来しない一定の区域で、植物を採取する前の3年以上、使用禁止資材が使用されていないこと。
ほ場等における肥培管理	当該ほ場等において生産された飼料の残さに由来する堆肥の施用その他の当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進が図られていること（当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合であっても、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。）。
ほ場には種又は植え付ける種苗	1 ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等における有害動植物の防除の基準及び輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗（種子、苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合には、この限りではない。 2 組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術をいう。以下同じ。）を用いて生産されたものでないこと。
ほ場等における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整その他飼料の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）及び生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物又は有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより実施されていること（飼料に急迫した又は重大な危険がある場合であっても、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合であっても、別表2に掲げる農薬のみが使用されていること。）。
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において、ほ場等の条件の基準、ほ場等における肥培管理の基準、ほ場等には種又は植え付ける種苗の基準及びほ場等における有害動植物の防除の基準（「ほ場等の条件等の基準」という。以下同じ。）に従って生産された飼料以外の飼料が混入しないように管理されていること。 2 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程において、有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用する資材は、別表2に掲げる農薬及び別表3に掲げる調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみであること。

	3 放射線照射が行われていないこと。
	4 ほ場等の条件等の基準及びこの項 1 から 3 までの基準に従って生産された飼料が、農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

(表示の基準)

第 5 条 有機農産物飼料の表示の基準は、次のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機農産物飼料」
- (2) 「有機栽培農産物飼料」
- (3) 「有機農産物飼料〇〇」又は「〇〇（有機農産物飼料）」
- (4) 「有機栽培農産物飼料〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物飼料）」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

(注) 「〇〇」には、その一般的な飼料の名称を記載すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、採取場において採取された飼料にあつては、前項の（１）、（３）、（６）又は（７）のいずれかにより記載し、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、前項に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載することとする。

別表 1

肥料及び土壌改良材	基 準
飼料作物及び農産物並びにそれらの残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家きん排せつ物に由来する堆肥及び液状きう肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造業等に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
魚かす堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの（苦土炭酸カルシウムを含む）であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。

塩化加里	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化りんに換算して1 kg 中90 mg 以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	にがりを経結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉碎したものであること。
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
微量元素	マンガン、ホウ素等微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合で微量元素以外の化学的に合成された物質が添加されていないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩基性スラグ	
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
熔せいりん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
塩化ナトリウム	採掘された塩であること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化りんに換算して1 kg 中90 mg 以下であるものであること。
塩化カルシウム	
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資する土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施されるもの(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの(生物を含む。)であつて、天然物質又は天然物質に由来するもの(天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造

別表 3

調製用等資材	基準
炭酸カルシウム	
水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
D L ー酒石酸	
L ー酒石酸	
D L ー酒石酸水素カリウム	
L ー酒石酸水素カリウム	
D L ー酒石酸ナトリウム	
L ー酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵素	
アイシングラス	
植物油脂	
樹脂成分の調製品	
ヘーゼルナッツの殻	
海塩	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
岩塩	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
酵母	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
ホエイ	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
砂糖又は糖みつ等の砂糖製品	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
はちみつ	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
乳酸菌、酢酸菌、蟻酸菌及びプロピオン酸菌又はこれから作られた天然の酸	サイレージの添加物又は加工助剤として使用する場合に限ること。
その他の調製用等資材	飼料の輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装等の工程に必要不可欠である資材であって、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる寄せられた意見・情報
(有機農産物飼料の日本農林規格)

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H16.7.9～H16.8.9)

(1) 受付件数

流通業者	2 件
認定機関 (検査員)	4
農業関連	1
その他	1

合計	8 件
----	-----

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO 通報による各国のコメント (募集期間：H16.8.11～H16.10.20)

[有機畜産関係]

米国、ニュージーランド及び中国から質問と意見があり、以下により回答したところ、再意見等は提出されていない。

(主な意見と回答)

○ J A S 規格案は Codex ガイドライン、E U 規則や各国の規則と異なる部分がある。(米国、ニュージーランド、中国)

→ WTO 協定の T B T 協定 (貿易の技術的障害に関する協定) や Codex 有機ガイドラインは、一定の範囲で各国の事情を考慮できるとしている。

また、J A S 規格は 5 年以内に見直すこととなっており、この規格が実施されて何か問題があれば考慮されることとなる。

○ 対象となる家畜を追加すべき。(ニュージーランド)

→ 飼養実態に関するデータが不足しており基準値設定が困難。

○ 認証制度に関する記述がない。(米国)

→ 有機畜産物に関する認定の技術的基準等で規定する。

【有機農産物飼料の日本農林規格】

パブリック・コメントに寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
規格全般	
有機農産物 J A S 規格の見直し結果を反映すべきである。	見直し結果を踏まえ、所要の修正を行うこととします。
ほ場等の条件	
有機と慣行で併用しているトラクターを有機ほ場に乗り入れる際の留意点は。	慣行ほ場の土、農産物の残渣等が有機ほ場に持ち込まれないように、よく清掃、洗浄する必要があります。
別表 2 の資材	
別表 2 中の忌避剤、誘引剤は該当資材がなく削除すべき。	忌避剤、誘引剤も含めた別表 2 の農薬については、有機農産物の J A S 規格見直しの中で検討が行われており、その結果を反映することといたします。
表示の基準	
ロール毎に J A S マークを付すのは大変なので、合計物量に対して有機飼料であることを証明するペーパーを付けることは可能か。	J A S マークは、農林物資（飼料）そのもの又はその包装・容器のほか、送り状に付すことが認められています。（J A S 法 1 5 条の 2）
転換期間中のものを販売する場合は、「転換期間中」との表示が必要か。	「転換期間中」の表示が必要です。
その他	
輸入品への J A S マーク添付は行われるのか。その場合、国際規格は何が適用されるのか。	有機畜産農家が外部から購入する飼料については、国内産、外国産に関わらず、有機 J A S の認定を受けた生産行程管理者が J A S マークを貼付した飼料でなければ、有機畜産物の J A S 規格上は使用できないこととなっています。
有機農産物の生産行程管理者が新たな認定を受けなくとも有機農産物飼料の格付ができるよう有機農産物の J A S 規格と一本化すべき。	新たな認定ではなく変更で済むよう、有機農産物と有機農産物飼料に係る「認定の技術的基準」を一本化して制定する予定です。

有機農産物の選別工場で発生するくず大豆などを飼料用として使用する場合、このくず大豆は有機農産物飼料か有機加工飼料か。	有機 J A S マークの付いた有機農産物から小分け業者である選別工場で選別されただけのくず大豆は有機農産物です。畜産農家は有機農産物も飼料として利用することが可能です。
施行後しばらくは、有機 J A S 認定の有機飼料の入手は困難と考えられるが、(有機農産物加工食品の J A S 規格施行時の経過措置と同様)外国の信頼ある認定機関の認証を受けた飼料であれば条件付きで有機飼料と見なせる方法を検討すべきではないか。	制度施行前から流通実態のあった有機農産物加工食品と異なり、有機飼料については現在流通実態がほとんどありませんので、経過措置を設ける必要性は低いと考えております。

有機農産物飼料の J A S 規格及び有機加工飼料の J A S 規格の制定にあつての検討経過

部会等の 開催年月日	内 容
H 15.09.22	J A S 調査会部会（第 1 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 15.12.19	J A S 調査会部会（第 2 回） （規格制定にあつての仕組みの考え方）
H 16.02.23	J A S 調査会部会（第 3 回）
	第 3 回部会終了後 ・パブリックコメント ・W T O 通報 を実施
H 17.02.03	J A S 調査会総会

農林物資規格調査会部会委員名簿（有機飼料）

氏 名	役 職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
○原田 典正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○保田 茂	前神戸大学農学部教授
○山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
粟生 美世	（社）栄養改善普及会リーダー
大嶋 康司	（有）大嶋農産社長
亀田 康好	シンボライズファーム亀田牧場代表
久保田 裕子	國學院大學経済学部教授
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小林 正勝	雪印種苗（株）種苗部長
脊山 藤成	丸紅（株）飼料・スターチ原料部飼料穀物課長
舘野 宏司	（独）農業技術研究機構畜産草地研究所飼料生産管理部長
谷 敬子	（社）全国消費生活相談員協会
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
肥後 俊一	全国酪農業協同組合連合会購買部長
福士 正博	東京経済大学経済学部教授
堀江 雅子	（財）ベターホーム協会常務理事
萬野 修三	全国肉牛事業協同組合常務理事
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員（食品表示ウォッチャー）
山根 香織	主婦連合会常任委員
渡辺 和絃	日本農産工業（株）研究開発センター長

○印：農林物資規格調査会委員